

3 地方の医療提供体制の強化に向けた取組について

(茨城県)

加速する人口減少時代においては、生産年齢人口の減少や高齢人口の増加など、将来的な人口構成の変化に対応した医療提供体制を構築することが求められており、地域の需要や医療資源の状況などを踏まえながら、病床の整備や医療人材の確保に向けた取組を行うことが重要である。

この点、医療法に規定される基準病床数制度によれば、二次医療圏における既存病床数が基準病床数を上回る「病床過剰地域」においては、医療従事者の不足等により現状活用されていない非稼働の病床も既存病床に含まれることから、地域の需要に対応するため、医療機関が増床等により規模を拡大し、必要とされる医療機能の強化を図ることは事実上困難な状況にある。

また、「病床過剰地域」であっても医療機能の効率化に向け、医療機関間の病床融通を可能とする特例として、地域医療連携推進法人制度があるものの、非稼働病床を融通する医療機関に対する支援がなく、制度の活用が進んでいないのが実情である。

さらに、新たな医療従事者等の確保において、外国人材の活躍は不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 病床の有効活用

地域医療連携推進法人制度を活用した場合の病床融通が促進されるよう、融通する医療機関に対し、病床削減に係るインセンティブを付与するなど、必要な支援を行うこと。

さらに、医療機関側が医療従事者の人員不足などを理由に、非稼働病床の活用が進まない状況を踏まえ、基準病床数制度における「病床過剰地域」であっても、一定の条件のもとで、都道府県が主体となって、地域に必要な機能を提供しようとする医療機関に病床を融通することが

可能となる特例制度を創設すること。

2 医療分野等における外国人材の活躍促進

外国人が看護師国家試験、介護福祉士国家試験を受験する際の配慮として、平易な日本語を用いて出題する、または、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とするなど、外国人が受験しやすい環境を整備すること。